

株 主 各 位

東京都港区元赤坂一丁目5番31号  
か っ こ 株 式 会 社  
代表取締役社長CEO 岩 井 裕 之

## 第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、株主の皆様におかれましては、ご健康状態によらず、会場への当日のご来場はお控えいただくことを推奨させていただきます。その場合には書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後6時必着にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |   |                                                                                 |
|-----------------|---|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日            | 時 | 2022年3月29日（火曜日）午前10時                                                            |
| 2. 場            | 所 | 東京都千代田区紀尾井町1番4号<br>東京ガーデンテラス紀尾井町 4階 紀尾井カンファレンス<br>メインルームA+B（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項<br>報告事項 |   | 第11期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類<br>報告の件                                |
| 決議事項            |   |                                                                                 |
| 第1号議案           |   | 定款一部変更の件                                                                        |
| 第2号議案           |   | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件                                                      |
| 第3号議案           |   | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件                                                            |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご来場いただく場合は、ご自身の体調をご確認のうえ、必ずマスクの着用をお願いいたします。また、当社の判断により、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大の防止のために必要な措置（株主様の体調等次第ではご入場をお断りする場合がございます。）を講じる場合がございますので、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合、又は総会当日までに日時・場所その他運営形態に変更が生じた場合は、修正又は変更後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://cacco.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度（2021年1月1日～2021年12月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞により、企業業績の悪化や個人消費の落ち込みなど、厳しい経済環境となりました。足元では、ワクチン接種が促進される中、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和され、持ち直しの動きが見られたものの、変異株の急激な拡大等、依然として先行きは不透明な状況となっております。

消費者向け電子商取引（BtoC-EC）市場は、経済産業省による2020年の調査「令和2年度産業経済研究委託事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」によると、主として旅行サービスの縮小に伴うサービス系分野の大幅な減少により、市場全体は前年比0.43%減の19.3兆円にとどまったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の対策として外出自粛の呼びかけ及びECの利用が推奨された結果、物販系分野は前年比21.71%増と大幅な拡大となりました。また、EC化率（全ての商取引市場規模に対する電子商取引市場規模の割合）が前年比1.32ポイント増の8.08%となるなど、BtoC-EC市場は依然として着実な成長を続けております。

一方、クレジットカード番号等の情報を盗まれ不正に使われる「番号盗用被害」が急増している近年の状況を受け、改正割賦販売法において、クレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置を講じることが義務化され、また、その実務上の指針となる、「クレジットカード・セキュリティガイドライン2.0版（クレジット取引セキュリティ協議会）」においては、非対面取引におけるクレジットカードの不正利用対策として、加盟店に対して「属性・行動分析（不正検知システム）」等の方策をリスク状況に応じて導入することが求められるなど、不正対策に対する社会的要請はますます高まっております。

このような事業環境のもとで、当社は「未来のゲームチェンジャーの『まずやってみよう』をカタチに」という経営ビジョンを掲げ、当社の有するセキュリティ・ペイメント・データサイエンスの技術とノウハウをもとに、アルゴリズム及びソフトウェアを開発・提供することで、企業の課題解決やチャレンジを支援する「SaaS型アルゴリズム提供事業」を展開してま

いました。

不正検知サービスにおいては、不正注文検知サービス「O-PLUX」について、上限額なしでクレジットカードの不正利用被害を補償する「O-PLUX Premium Plus（出荷判断代行サービス）」、月額4,000円から利用可能な不正注文検知サービス「不正チェッカー」のリリース等、サービスラインナップの拡充を図るとともに、ECパッケージ・ショッピングカートとのシステム連携、カード会社とのパートナー契約締結等、アライアンスの推進に努めた結果、新規顧客の増加及び既存顧客の持続的な成長により、当事業年度の「O-PLUX」のストック収益額（定額課金である月額料金と審査件数に応じた従量課金である審査料金の合計額）は690,008千円（前年同期比16.0%増）に拡大しました。また、不正アクセス検知サービス「O-MOTION」について、低価格で利用可能な新たなラインナップ「O-MOTION Light」をリリースする等、引き続きサービスの拡充を図るとともに、多分野での販路開拓に取り組んでまいりました。

決済コンサルティングサービスにおいては、システム開発案件の受注獲得に努め、また、データサイエンスサービスにおいては、1億レコードまで30営業日で集計・解析・報告を行う新たなデータ分析サービス「さがしけKPI」の販売拡大に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は951,141千円（前事業年度比14.4%増）、営業利益178,928千円（前事業年度比29.5%増）、経常利益170,844千円（前事業年度比47.9%増）、当期純利益120,311千円（前事業年度比7.5%減）となりました。

なお、当社はSaaS型アルゴリズム提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

## ② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は91,856千円であり、その主なものは不正検知サービスにおけるシステムのアーキテクチャ刷新に伴うソフトウェア開発88,102千円であります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
当社は、2021年8月25日付で株式会社リカバリーの株式を取得し、持分法適用の範囲に含めております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                | 第 8 期<br>(2018年12月期) | 第 9 期<br>(2019年12月期) | 第 10 期<br>(2020年12月期) | 第 11 期<br>(当事業年度)<br>(2021年12月期) |
|--------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)          | 720,064              | 745,680              | 831,354               | 951,141                          |
| 経 常 利 益(千円)        | 81,260               | 91,499               | 115,497               | 170,844                          |
| 当 期 純 利 益(千円)      | 80,569               | 114,488              | 130,035               | 120,311                          |
| 1 株当たり当期純利益 (円)    | 34.47                | 48.99                | 55.37                 | 45.90                            |
| 総 資 産(千円)          | 629,619              | 894,691              | 1,822,938             | 1,417,458                        |
| 純 資 産(千円)          | 378,987              | 494,266              | 1,148,445             | 1,273,480                        |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円) | 160.75               | 210.08               | 437.15                | 483.07                           |

(注) 当社は、2020年9月9日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、「未来のゲームチェンジャーの『まずやってみよう』をカタチに」という経営ビジョンを掲げ、当社の有するAI・統計学・数理最適化といったデータサイエンスの技術とノウハウをもとに、アルゴリズム及びソフトウェアを開発・提供することで、企業の課題解決やチャレンジを支援することを目指しております。

持続的な成長及び企業価値の最大化に向け、当社が認識する主な経営課題、対処すべき課題は以下のとおりであります。

##### ① 優秀な人材の確保及び更なる社員の能力向上

当社の業容拡大に伴い、優秀な人材の確保及び更なる社員の能力向上が不可欠であると考えております。当社は、即戦力の人材確保を目的とした中途採用と将来を担う人材の確保及び組織の活性化を目的とした新卒採用を積極的に行い、加えて、更なる社員の能力向上を目的とした人材育成・人材開発を強化することで、持続的な成長を支える組織の構築に取り組んでまいります。

##### ② サービス開発投資の促進

当社は、EC市場、セキュリティ市場及びデータサイエンス市場を主たる事業領域としておりますが、近年の技術革新や市場ニーズの変化等により、国内外における競合サービスとの競争が一段と激化してきております。こうした状況の中で、当社は、不正注文検知サービス「O-PLUX」をはじめとする当社サービスについて、機能の拡充及び強化を図るべく積極的にサービス開発投資を推進し、今後の成長性及び競争優位性の維持・向上に努めてまいります。

##### ③ アライアンス・M&Aの推進

当社は、既存事業の拡充、関連技術の獲得及び新規事業領域への進出を図るためには、アライアンス・M&Aの活用が有効であると考えております。当社は、当社とのシナジー効果並びに投資の効果及びリスクを見極めながら、アライアンス・M&Aを推進することによって、既存事業の更なる成長を図るとともに、事業領域の拡大及び新たな収益機会の獲得に努めてまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社は、更なる事業拡大及び持続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化とともに、確固たる内部管理体制の構築を通じた業務の標準化・効率化を図ることが重要であると考えております。当社は、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社は、SaaS型アルゴリズム提供事業を提供しております。

(6) 主要な営業所及び工場（2021年12月31日現在）

本社：東京都港区元赤坂一丁目5番31号

(7) 使用人の状況（2021年12月31日現在）

| 使 用 人 数    | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|---------|--------|
| 25名 (17) 名 | 同 (6名増)   | 34.6歳   | 4.4年   |

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

| 借 入 先                   | 借 入 額   |
|-------------------------|---------|
| 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 | 6,081千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 株式の状況（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,629,382株
- (3) 株主数 2,796名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                                                                                          | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|
| S y m b o l キャピタル 合 同 会 社                                                                                      | 465,000株 | 17.68%  |
| 岩 井 裕 之                                                                                                        | 445,000  | 16.92   |
| 中 沢 雄 太                                                                                                        | 224,700  | 8.54    |
| 亀 山 誠                                                                                                          | 200,600  | 7.62    |
| Fin Techビジネスイノベーション<br>投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 員 社<br>無 限 責 任 組 合 員 社<br>S B I イ ン ベ ス ト メ ン ト 株 式 会 社             | 106,922  | 4.06    |
| 中 山 勝 史                                                                                                        | 91,266   | 3.47    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                                                                              | 61,500   | 2.33    |
| 株 式 会 社 ジ ャ ッ ク ス                                                                                              | 39,000   | 1.48    |
| S B I ベ ン チ ャ ー 企 業 成 長 支 援 3 号<br>投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 員 社<br>無 限 責 任 組 合 員 社<br>S B I イ ン ベ ス ト メ ン ト 株 式 会 社 | 33,779   | 1.28    |
| 川 端 修 三                                                                                                        | 27,300   | 1.03    |

(注) 自己株式は保有しておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

発行済株式総数は、新株予約権の行使により合計9,801株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                                |                           |                           | 第 1 回 新 株 予 約 権                          | 第 2 回 新 株 予 約 権                                                 |
|------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                      |                           |                           | 2013年8月19日                               | 2014年5月22日                                                      |
| 新 株 予 約 権 の 数                                  |                           |                           | 5個                                       | 22,818個                                                         |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数         |                           |                           | 普通株式 1,500株<br>(新株予約権 1 個につき 300株)       | 普通株式 68,454株<br>(新株予約権 1 個につき 3株)                               |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                            |                           |                           | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                      | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                             |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                           |                           | 新株予約権 1 個当たり 60,000円<br>(1 株当たり 200円)    | 新株予約権 1 個当たり 600円<br>(1 株当たり 200円)                              |
| 権 利 行 使 期 間                                    |                           |                           | 2015年8月1日から<br>2023年7月31日まで              | 2016年3月15日から<br>2024年3月14日まで                                    |
| 行 使 の 条 件                                      |                           |                           | (注) 1                                    |                                                                 |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(監査等委員<br>を 除 く) | 取 締 役<br>(社外取締役<br>を 除 く) | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名     | 新株予約権の数 22,818個<br>目的となる株式数 68,454株<br>保有者数 3名                  |
|                                                |                           | 社 外 役<br>取 締 役            | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名     | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                            |
|                                                |                           | 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )    | 新株予約権の数 5個<br>目的となる株式数 1,500株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                            |
|                                                | 摘 要                       |                           | —                                        | 上記のうち、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）2名に付与されている新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。 |



|                                                |                           |                           | 第 3 回 新 株 予 約 権                                                 | 第 5 回 新 株 予 約 権                               |
|------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                      |                           |                           | 2016年5月23日                                                      | 2017年6月19日                                    |
| 新 株 予 約 権 の 数                                  |                           |                           | 10,749個                                                         | 5,611個                                        |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数         |                           |                           | 普通株式 32,247株<br>(新株予約権 1 個につき 3株)                               | 普通株式 16,833株<br>(新株予約権 1 個につき 3株)             |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                            |                           |                           | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                           |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                           |                           | 新株予約権 1 個当たり 3,801円<br>(1 株当たり 1,267円)                          | 新株予約権 1 個当たり 3,801円<br>(1 株当たり 1,267円)        |
| 権 利 行 使 期 間                                    |                           |                           | 2018年3月30日から<br>2026年3月29日まで                                    | 2019年7月1日から<br>2027年3月28日まで                   |
| 行 使 の 条 件                                      |                           |                           | (注) 2                                                           |                                               |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(監査等委員<br>を 除 く) | 取 締 役<br>(社外取締役<br>を 除 く) | 新株予約権の数 10,549個<br>目的となる株式数 31,647株<br>保有者数 3名                  | 新株予約権の数 5,461個<br>目的となる株式数 16,383株<br>保有者数 3名 |
|                                                |                           | 社 外<br>取 締 役              | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                            | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名          |
|                                                | 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )    |                           | 新株予約権の数 200個<br>目的となる株式数 600株<br>保有者数 2名                        | 新株予約権の数 150個<br>目的となる株式数 450株<br>保有者数 3名      |
|                                                |                           |                           |                                                                 |                                               |
| 摘                                              |                           | 要                         | 上記のうち、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）2名に付与されている新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。 |                                               |

|                                                |                           |                                                                  | 第 6 回 新 株 予 約 権                               | 第 7 回 新 株 予 約 権                                |
|------------------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                      |                           |                                                                  | 2018年3月28日                                    | 2018年3月28日                                     |
| 新 株 予 約 権 の 数                                  |                           |                                                                  | 8,870個                                        | 30,000個                                        |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数         |                           |                                                                  | 普通株式 26,610株<br>(新株予約権 1 個につき 3株)             | 普通株式 90,000株<br>(新株予約権 1 個につき 3株)              |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                            |                           |                                                                  | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                           | 本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、110円とする。                   |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                           |                                                                  | 新株予約権 1 個当たり 3,801円<br>(1 株当たり 1,267円)        | 新株予約権 1 個当たり 3,801円<br>(1 株当たり 1,267円)         |
| 権 利 行 使 期 間                                    |                           |                                                                  | 2020年3月29日から<br>2028年3月28日まで                  | 2018年4月1日から<br>2038年3月31日まで                    |
| 行 使 の 条 件                                      |                           |                                                                  | (注) 3                                         | (注) 4                                          |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(監査等委員<br>を 除 く) | 取 締 役<br>(社外取締役<br>を 除 く)                                        | 新株予約権の数 8,753個<br>目的となる株式数 26,259株<br>保有者数 3名 | 新株予約権の数 30,000個<br>目的となる株式数 90,000株<br>保有者数 1名 |
|                                                |                           | 社 外<br>取 締 役                                                     | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名          | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           |
|                                                | 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )    |                                                                  | 新株予約権の数 117個<br>目的となる株式数 351株<br>保有者数 3名      | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           |
|                                                |                           |                                                                  |                                               |                                                |
| 摘 要                                            |                           | 上記のうち、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）1 名に付与されている新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。 |                                               |                                                |

|                                                |                         |                         |                              |                         |
|------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------------|-------------------------|
|                                                |                         |                         | 第 8 回 新 株 予 約 権              |                         |
| 発 行 決 議 日                                      |                         |                         | 2020年6月24日                   |                         |
| 新 株 予 約 権 の 数                                  |                         |                         | 4,659個                       |                         |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数         |                         |                         | 普通株式<br>(新株予約権 1 個につき        | 13,977株<br>3株)          |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                            |                         |                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない          |                         |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                         |                         | 新株予約権 1 個当たり<br>(1 株当たり)     | 3,801円<br>1,267円)       |
| 権 利 行 使 期 間                                    |                         |                         | 2022年3月26日から<br>2030年3月25日まで |                         |
| 行 使 の 条 件                                      |                         |                         | (注) 5                        |                         |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(監査等委員<br>を除く) | 取 締 役<br>(社外取締役<br>を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数  | 4,236個<br>12,708株<br>3名 |
|                                                |                         | 社 外<br>取 締 役            | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数  | 一個<br>一株<br>一名          |
|                                                |                         | 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )  | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数  | 423個<br>1,269株<br>3名    |
|                                                | 摘 要                     |                         | —                            |                         |

(注) 1. 第1回及び第2回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。
- ④ 新株予約権の目的となる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日（以下、「上場日」という。）までは新株予約権を行使することはできない。

- ⑤ 新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。
- (a) 上場日以降、割当てられた権利の3分の1について行使することができる。
  - (b) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2について行使することができる。
  - (c) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。
  - (d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

2. 第3回及び第5回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。
- ③ 新株予約権の目的となる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日（以下、「上場日」という。）までは新株予約権を行使することはできない。
- ④ 新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。
  - (a) 上場日以降直ちに、割当てられた権利の3分の1を上限として行使することができる。
  - (b) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2を上限として行使することができる。
  - (c) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。
  - (d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

3. 第6回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。
- ③ 新株予約権の目的となる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日（以下、「上場日」という。）までは新株予約権を行使することはできない。

- ④ 新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。
- (a) 上場日以降直ちに、割当てられた権利の3分の1を上限として行使することができる。
  - (b) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2を上限として行使することができる。
  - (c) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。
  - (d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

4. 第7回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
  - (a) 当該新株予約権割当契約書において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
  - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、当該新株予約権割当契約書において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、当該新株予約権割当契約書において定められた行使価額を下回る価格となったとき。
  - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が当該新株予約権割当契約書において定められた行使価額を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議のうえ本項への該当を判断するものとする。）。
- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、従業員、又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。

- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
5. 第 8 回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。
  - ② その他の行使の条件については、当該新株予約権割当契約書に定めるところによる。
6. 2013年8月16日付で行った株式 1 株につき 100株とする株式分割及び2020年9月9日付で行った株式 1 株につき 3 株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種数と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（2021年12月31日現在）

| 会社における地位               | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                   |
|------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長          | 岩 井 裕 之   | C E O<br>株式会社リカバリー 取締役                                                                    |
| 専 務 取 締 役              | 関 根 健 太 郎 | 管理部門管掌C F O<br>執行役員 コーポレートディビジョン担当<br>株式会社リカバリー 取締役                                       |
| 取 締 役                  | 成 田 武 雄   | 事業部門管掌C O O<br>執行役員 データサイエンス事業部長                                                          |
| 取 締 役                  | 岡 田 知 嗣   | システム開発部門管掌C P O<br>執行役員 システムソリューションディビジョン<br>マネジャー                                        |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員)     | 小 川 弦 一 郎 | 株式会社オフィスアタッカ 取締役                                                                          |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 鈴 木 貞 洋   |                                                                                           |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 中 山 寿 英   | 株式会社みなとグローバル 代表取締役<br>公認会計士・税理士 中山寿英会計事務所 所長<br>ファイブスター投信投資顧問株式会社 監査役<br>株式会社シンクロ・フード 監査役 |

- (注) 1. 取締役（常勤監査等委員）小川弦一郎氏並びに取締役（監査等委員）鈴木貞洋氏及び中山寿英氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）中山寿英氏は、長年にわたり、公認会計士としての企業財務・会計分野での豊富な業務経験を通して財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、小川弦一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役（常勤監査等委員）小川弦一郎氏並びに社外取締役（監査等委員）鈴木貞洋氏及び中山寿英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、執行役員及び会社法上の重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。

なお、当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、2020年8月31日開催の取締役会において、役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

#### (a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の決定方針に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は報酬総額の限度内において、経営内容、世間水準、社員給与等のバランス及び責任の度合い等を考慮して定めることとしております。

#### (b) 監査等委員である取締役の個人別の報酬の決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査等委員の協議で決定することとしております。

#### (c) 業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

該当事項はありません。

#### (d) 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

毎月現金にて支給することとしております。

(e) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、取締役会から委任された代表取締役である岩井裕之が、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定に関する方針に基づき決定しております。決定を委任した理由は、会社全体の業績を勘案しつつ、各取締役の業務執行を評価するには、代表取締役が最も適していると判断したためです。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 員数         | 報酬等の額            | 報酬等の種類別の額        |          |          |
|----------------------------|------------|------------------|------------------|----------|----------|
|                            |            |                  | 基本報酬             | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 4名<br>(-)  | 47百万円<br>(-)     | 47百万円<br>(-)     | -<br>(-) | -<br>(-) |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 3名<br>(3名) | 11百万円<br>(11百万円) | 11百万円<br>(11百万円) | -<br>(-) | -<br>(-) |
| 合 計<br>（うち社外取締役）           | 7名<br>(3名) | 58百万円<br>(11百万円) | 58百万円<br>(11百万円) | -<br>(-) | -<br>(-) |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年3月28日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名であります。

3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年7月29日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（常勤監査等委員）小川弦一郎氏は、株式会社オフィスアタッカの取締役を兼任しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）中山寿英氏は、株式会社みなとグローバルの代表取締役、公認会計士・税理士 中山寿英会計事務所の所長、ファイブスター投信投資顧問株式会社の監査役及び株式会社シンクロ・フードの監査役を兼任しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

|                           | 出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                               |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>（常勤監査等委員） 小川 弦 一 郎 | 当事業年度に開催された取締役会21回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。国内大手金融機関をはじめとした、複数企業での取締役としての経験と金融分野における知見やプロジェクト管理の専門的見地に基づき、当社の業務執行を監督する役割を果たすことを期待されていたところ、出席した取締役会及び監査等委員会において、独立役員としてより客観的な立場から発言を行い、適切に当社の業務執行を監督しております。 |
| 取締役<br>（監査等委員） 鈴木 貞 洋     | 当事業年度に開催された取締役会21回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。大手商社における人事・総務部門の担当役員及び米州総支配人並びに米国法人の社長等としての経験に基づき、当社の業務執行を監督する役割を果たすことを期待されていたところ、出席した取締役会及び監査等委員会において、独立役員としてより客観的な立場から発言を行い、適切に当社の業務執行を監督しております。             |

|                     |                                                                                                                                                                                        |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     | 出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                             |
| 取締役<br>(監査等委員) 中山寿英 | 当事業年度に開催された取締役会21回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地並びに、複数の企業での監査役としての経験及び見識等に基づき、当社の業務執行を監督する役割を果たすことを期待されていたところ、出席した取締役会及び監査等委員会において、独立役員としてより客観的な立場から発言を行い、適切に当社の業務執行を監督しております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 16,500千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,500千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について次のとおり決議しております。

#### ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令、倫理、社会規範の遵守を経営の最重要課題の一つと位置づけ、「コンプライアンス規程」を制定し、企業倫理及びコンプライアンスの意識の醸成と浸透を図る。
- (b) 監査等委員会を設置し、業務執行取締役及び執行役員の業務執行の監督機能の充実を図り、経営の健全性と透明性の維持並びに一層の向上を図る。
- (c) 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- (d) 内部監査部門は、法令及び定款等の遵守状況及び業務の効率性について監査し、取締役社長に報告する。
- (e) 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」において「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」旨明記し、これを排除し、警察等外部関係機関と連携を図り、これに対応する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、稟議書、各種契約書、その他の職務の執行に関わる重要な文書（電磁的な記録を含み、以下同様とする。）は、法令、定款及び「文書管理規程」等に基づき、適正に作成、保存、管理（廃棄を含む。）する。
- (b) 情報の管理については、情報セキュリティマネジメントシステム及び個人情報保護マネジメントシステムの規格に基づき適正に管理する。
- (c) 取締役は、必要に応じてこれら職務の執行に関わる重要な文書を閲覧することができる。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「リスク管理規程」に必要な条項を定め、リスク管理体制を構築・整備・運用する。
- (b) 内部監査部門は、各部署のリスク管理の状況が適切であるかを随時モニタリング及びレビューし、取締役社長に報告する。
- (c) 事業の重大な障害、事件、事故、及び災害等が発生した場合は、取締役社長を長とする対策本部を設置し、情報収集、対応策の検討・決定及び実施等により、事態の早期解決を図る。

- ④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 取締役及び執行役員の担当業務及び職務権限を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保し、チェック機能の強化と業務執行の効率化を図る。
  - (b) 取締役会において、中期経営計画及び年度予算を策定し、各部署において達成すべき目標を明確化するとともに、経営環境の変化に機敏に対応しつつ連携を保つため、必要な情報を全社的に共有する環境を整備する。
  - (c) 定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定及び取締役並びに執行役員の業務執行状況の監督を行う。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、金融商品取引法その他関係法令等に基づき、評価、維持、改善を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の監査等委員以外からの独立性に関する事項、及び当該従業員に関する指示の実効性の確保に関する事項
  - (a) 監査等委員会がその職務を補助するスタッフを必要とする場合は、監査等委員と取締役との協議の上、従業員の中から監査等委員会を補助するスタッフを指名する。
  - (b) 監査等委員会のスタッフを兼務する従業員の任命・異動については、監査等委員会の事前同意を得る。
  - (c) 監査等委員会のスタッフを兼務する従業員は、監査等委員の業務命令に関しては、監査等委員以外の取締役、執行役員或いは管理職の指揮命令を受けない。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査等委員会の監査等委員に報告するための体制

監査等委員会の職務の効果的な遂行のため、取締役、執行役員及び従業員は、以下の事項が発生した場合、速やかに監査等委員会に報告する。

  - (a) 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生したとき
  - (b) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見したとき
  - (c) その他当社の信用を毀損するおそれのある事実を発見したとき
  - (d) 上記に準じ、当社の事業運営上重要な影響を及ぼす事実を発見したとき



- ⑧ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対して報告（内部通報を含む）を行った当社取締役、執行役員及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを一切禁止する。

- ⑨ 監査等委員会の職務執行について生じる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに係る方針、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査等委員の職務の執行について生じる費用、債務又は会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、当該費用、債務又は請求が必要でないことが合理的に認められる場合を除き、速やかに処理を行い、当社が負担する。

(b) 監査等委員会は、必要に応じ、弁護士、公認会計士その他外部の専門家と連携を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役会は、取締役7名（うち、社外取締役3名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役間の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として毎月1回の定時取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- ② 当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員1名と非常勤の監査等委員2名（3名全員が社外取締役）で構成され、原則として毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時機動的に臨時開催しております。取締役会においては経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。
- ③ 当社は、代表取締役社長直轄のチームとして内部監査チームを編成し、内部監査責任者1名、内部監査担当者3名が、内部監査を実施しております。内部監査チームは、各部門の業務遂行状況を監査し、結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善指示を各部門へ通知し、そのフォローアップに努めております。



## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、持続的かつ安定的な成長を目指し、企業価値の最大化及び株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきだと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置づけております。しかしながら、現状では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても将来の事業展開と経営体質の強化を目的に必要な内部留保を確保していくことを基本方針としております。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討してまいりの方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期につきましては未定であります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、事業の効率化及び継続的な事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は12月31日、中間配当は6月30日を基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

# 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)               |           |
| 流 動 資 産         | 944,516   | 流 動 負 債                 | 142,180   |
| 現金及び預金          | 800,647   | 買 掛 金                   | 27,953    |
| 売 掛 金           | 112,908   | 1年内返済予定の長期借入金           | 4,284     |
| 前 払 費 用         | 28,823    | 未 払 金                   | 39,649    |
| そ の 他           | 2,135     | 未 払 法 人 税 等             | 18,584    |
|                 |           | 未 払 消 費 税 等             | 25,592    |
|                 |           | 賞 与 引 当 金               | 11,511    |
|                 |           | そ の 他                   | 14,605    |
| 固 定 資 産         | 472,942   | 固 定 負 債                 | 1,797     |
| 有 形 固 定 資 産     | 11,265    | 長 期 借 入 金               | 1,797     |
| 建 物             | 6,159     |                         |           |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 5,105     |                         |           |
|                 |           | 負 債 合 計                 | 143,977   |
| 無 形 固 定 資 産     | 389,664   | (純 資 産 の 部)             |           |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 388,464   | 株 主 資 本                 | 1,270,144 |
| そ の 他           | 1,200     | 資 本 金                   | 364,548   |
|                 |           | 資 本 剰 余 金               | 540,759   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 72,012    | 資 本 準 備 金               | 540,759   |
| 投 資 有 価 証 券     | 28,859    | 利 益 剰 余 金               | 364,836   |
| 関 係 会 社 株 式     | 1,000     | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 364,836   |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 7,272     | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 364,836   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 34,715    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 36        |
| そ の 他           | 164       | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 36        |
|                 |           | 新 株 予 約 権               | 3,300     |
| 資 産 合 計         | 1,417,458 | 純 資 産 合 計               | 1,273,480 |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計           | 1,417,458 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年 1 月 1 日から)  
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
| 売 上 高                   | 951,141 |
| 売 上 原 価                 | 260,229 |
| 売 上 総 利 益               | 690,911 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 511,983 |
| 営 業 利 益                 | 178,928 |
| 営 業 外 収 益               |         |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 202     |
| 受 取 手 数 料               | 507     |
| 経 営 指 導 料               | 2,000   |
| 営 業 外 費 用               |         |
| 支 払 利 息                 | 3,355   |
| 為 替 差 損                 | 883     |
| シ ス テ ム 障 害 対 応 費 用     | 4,781   |
| そ の 他                   | 1,773   |
| 経 常 利 益                 | 170,844 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 170,844 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 21,835  |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 28,697  |
| 当 期 純 利 益               | 120,311 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |              |                |              |             |
|-------------------------|---------|---------|--------------|----------------|--------------|-------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |              | 利益剰余金          |              | 株主資本<br>合 計 |
|                         |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |             |
|                         |         |         |              | 繰越利益<br>剰 余 金  |              |             |
| 当 期 首 残 高               | 362,499 | 538,710 | 538,710      | 244,524        | 244,524      | 1,145,733   |
| 当 期 変 動 額               |         |         |              |                |              |             |
| 新 株 の 発 行               | 2,049   | 2,049   | 2,049        |                |              | 4,098       |
| 当 期 純 利 益               |         |         |              | 120,311        | 120,311      | 120,311     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |              |                |              |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 2,049   | 2,049   | 2,049        | 120,311        | 120,311      | 124,410     |
| 当 期 末 残 高               | 364,548 | 540,759 | 540,759      | 364,836        | 364,836      | 1,270,144   |

|                         | 評価・換算差額等         |                 | 新株予約権 | 純資産<br>合 計 |
|-------------------------|------------------|-----------------|-------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合 計 |       |            |
| 当 期 首 残 高               | △588             | △588            | 3,300 | 1,148,445  |
| 当 期 変 動 額               |                  |                 |       |            |
| 新 株 の 発 行               |                  |                 |       | 4,098      |
| 当 期 純 利 益               |                  |                 |       | 120,311    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 624              | 624             | －     | 624        |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 624              | 624             | －     | 125,034    |
| 当 期 末 残 高               | 36               | 36              | 3,300 | 1,273,480  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |           |                                                                 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|
| ① 関連会社株式  | 移動平均法による原価法を採用しております。                                           |
| ② その他有価証券 |                                                                 |
| ・ 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法による原価法を採用しております。                                           |
| ③ たな卸資産   |                                                                 |
| ・ 仕掛品     | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。             |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                     |                                                                                   |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く。） |                                                                                   |
|                     | 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
|                     | 建物 8年～15年<br>工具、器具及び備品 3年～10年                                                     |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く。） |                                                                                   |
| ・ 自社利用のソフトウェア       | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。                                                  |
| ・ その他の無形固定資産        | 定額法によっております。なお、主な耐用年数は3年～10年となっております。                                             |

#### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

- |         |                                                                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため、計上しておりません。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。                                                                                         |

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

|           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 |
|-----------|-------------------------------|

## 2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 繰延税金資産(純額)          | 34,715千円 |
| 繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前) | 35,017千円 |

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは当社の取締役会で承認された将来の事業計画を基礎としております。

#### ② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる当社の取締役会で承認された将来の事業計画における主要な仮定は、新規受注の見通し、既存収益の成長率、販売促進施策及び原価削減施策の効果等に基づき慎重に検討を行っております。

#### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である新規受注の見通し等が変動することに伴い、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。将来の事業計画の前提となっている新規受注の見通し等が大幅に変動した場合には、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

|                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 23,260千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権   |          |
| 短期金銭債権             | 1,452千円  |

## 5. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

|           |         |
|-----------|---------|
| 営業取引      | 500千円   |
| 営業取引以外の取引 | 2,000千円 |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度<br>末の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 2,619,581株      | 9,801株         | －株             | 2,629,382株     |

(変動事由の概要)

普通株式の株式数の増加は、新株予約権の行使による増加9,801株であります。

### (2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 280,869株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い預金等の金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、事業に必要な運転資金及び設備資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金並びに未払金は、全て1年以内の支払期日であります。借入金は、主に長期運転資金、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年以内であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、当社の与信管理規程に従い、定期的に取引先の信用状況を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当事業年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

##### (b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|              | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額  |
|--------------|-----------|-----------|-----|
| (1) 現金及び預金   | 800,647千円 | 800,647千円 | －千円 |
| (2) 売掛金      | 112,908   | 112,908   | －   |
| (3) 投資有価証券   | 8,859     | 8,859     | －   |
| 資産計          | 922,416   | 922,416   | －   |
| (1) 買掛金      | 27,953    | 27,953    | －   |
| (2) 未払金      | 39,649    | 39,649    | －   |
| (3) 未払法人税等   | 18,584    | 18,584    | －   |
| (4) 未払消費税等   | 25,592    | 25,592    | －   |
| (5) 長期借入金（＊） | 6,081     | 6,072     | △8  |
| 負債計          | 117,860   | 117,852   | △8  |

（＊） 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。



## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分              | 貸借対照表計上額 |
|-----------------|----------|
| (1) 投資有価証券      |          |
| 非上場株式（＊１）       | 20,000千円 |
| (2) 関係会社株式（＊２）  | 1,000    |
| (3) 敷金及び保証金（＊３） | 7,272    |

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、かつ、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（＊２）関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（＊３）賃貸借物件に係る差入保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することが困難であることから、時価開示の対象としておりません。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|              |         |
|--------------|---------|
| 賞与引当金        | 3,524千円 |
| 未払事業税        | 1,988   |
| 敷金           | 1,719   |
| 繰越欠損金        | 28,301  |
| 減価償却超過額      | 1,203   |
| その他有価証券評価差額金 | 198     |
| 繰延税金資産小計     | 36,935  |
| 評価性引当額       | △1,917  |
| 繰延税金資産合計     | 35,017  |
| 繰延税金負債       |         |
| その他有価証券評価差額金 | 302     |
| 繰延税金負債合計     | 302     |
| 繰延税金資産の純額    | 34,715  |

## 9. 持分法損益等に関する注記

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 関連会社に対する投資等の金額     | 1,000千円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額   | 950     |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | △50     |

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

| 種類   | 会社等の名称        | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者<br>との関係                             | 取引内容                   | 取引金額<br>(※ 1) | 科目      | 期末残高  |
|------|---------------|---------------------|-------------------------------------------|------------------------|---------------|---------|-------|
| 関連会社 | リカバリー<br>株式会社 | 直接<br>38.46%        | 資本業務提携<br>役員の兼任<br>システム開発<br>の受託<br>経営指導等 | 増資の引受<br>(※ 2)         | 1,000千円       | —       | —     |
|      |               |                     |                                           | システム開発<br>の受託<br>(※ 3) | 500千円         | 売掛金     | 550千円 |
|      |               |                     |                                           | 経営指導料<br>(※ 4)         | 2,000千円       | その他流動資産 | 550千円 |
|      |               |                     |                                           | 経費の立替<br>(※ 5)         | 1,226千円       | その他流動資産 | 352千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (※ 1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (※ 2) 当社がリカバリー社の行った第三者割当を 1 株につき10千円で引き受けたものであります。
- (※ 3) 価格その他の取引条件は、業務内容等を勘案して両社協議のうえ決定しております。
- (※ 4) 経営指導料については、業務内容等を勘案して両社協議のうえ決定しております。
- (※ 5) 経費の立替は、実費相当額であります。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 483円07銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 45円90銭  |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

かっこ株式会社  
取締役会 御中

#### 仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員      公認会計士    小   川   聡  
業務執行社員

指 定 社 員      公認会計士    三   木   崇   央  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、かっこ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月7日

か っ こ 株 式 会 社    監 査 等 委 員 会  
常勤監査等委員 小 川 弦 一 郎 ㊞  
監 査 等 委 員 鈴 木 貞 洋 ㊞  
監 査 等 委 員 中 山 寿 英 ㊞

注) 常勤監査等委員 小川弦一郎、監査等委員 鈴木貞洋及び中山寿英は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

また、法令に定める監査等委員である取締役の員数が欠けた場合に備えるため、補欠の監査等委員である取締役を選任した場合の当該決議の効力を2年とする規定を新設するものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。



(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当会社は電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> |
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役（監査等委員を除く）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                                    | <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役（監査等委員を除く）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                                          |

| 現 行 定 款                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 任満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>3 任満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期満了する時までとする。</p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、令和4年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                            | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                         | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | い わ い ひ ろ ゆ き<br>岩 井 裕 之<br>(1971年9月15日)    | 1995年 4 月 株式会社星光堂入社<br>2005年 5 月 株式会社ネットプロテクションズ入社<br>2011年 1 月 当社設立 代表取締役社長（現任）<br>2021年 8 月 株式会社リカバリー 取締役（現任）<br>＜当社における担当＞<br>CEO<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社リカバリー 取締役<br>株式会社Orchestra Holdings 社外取締役（2022年 3 月<br>就任予定）                                                                   | 445,000株               |
| 2          | せ き ね けん た ろ う<br>関 根 健 太 郎<br>(1974年9月17日) | 1997年 4 月 株式会社ダイヤコンサルタント入社<br>2006年 5 月 パシフィックマネジメント株式会社入社<br>2011年 1 月 株式会社エスクリ入社<br>2015年 1 月 当社入社<br>2015年 4 月 当社執行役員（現任）<br>2015年 7 月 当社取締役<br>2018年 3 月 当社専務取締役（現任）<br>2021年 8 月 株式会社リカバリー 取締役（現任）<br>＜当社における担当＞<br>管理部門管掌CFO<br>執行役員 コーポレートディビジョン担当<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社リカバリー 取締役 | －                      |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3          | 成 田 武 雄<br>(1974年12月28日) | 1997年 4 月 株式会社星光堂入社<br>2004年 9 月 株式会社アルファブリッジ入社<br>2005年 4 月 メディアラグ株式会社入社<br>2007年 1 月 株式会社GDH入社<br>2007年 8 月 ジー・プラン株式会社入社<br>2014年 1 月 当社入社 社長室マネジャー<br>(現：データサイエンス事業部長) (現任)<br>2014年 4 月 当社執行役員 (現任)<br>2018年 3 月 当社取締役 (現任)<br><当社における担当><br>事業部門管掌COO<br>執行役員 データサイエンス事業部長 | 5,136株                 |
| 4          | 岡 田 知 嗣<br>(1975年8月25日)  | 2001年 4 月 日本ヒューレット・パッカード株式会社入社<br>2012年 7 月 丸紅情報システムズ株式会社入社<br>2013年10月 当社入社<br>2016年 7 月 当社執行役員 (現任)<br>2017年 7 月 当社システムソリューションディビジョンマ<br>ネジャー (現任)<br>2020年 3 月 当社取締役 (現任)<br><当社における担当><br>システム開発部門管掌CPO<br>執行役員 システムソリューションディビジョンマネジャー                                      | —                      |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

**第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

監査等委員である取締役が法令で定める員数の要件を欠くときに備え、本議案の決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までを任期とする補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                  | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ひら やま つよし<br>平 山 剛<br>(1980年8月1日) | 2004年 4 月 株式会社ピラミッドフィルム入社<br>2007年 6 月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人<br>トーマツ） 入所<br>2008年11月 最高裁判所 司法研修所 入所<br>2009年12月 公認会計士登録<br>2009年12月 弁護士登録<br>2009年12月 平山剛公認会計士事務所設立 代表（現任）<br>2010年 1 月 伊藤 見富法律事務所（現：モリソン・フォースター<br>法律事務所） 入所<br>2012年10月 株式会社オモロキ 取締役（現任）<br>2015年 3 月 タイラカ総合法律事務所設立 代表（現任）<br>2015年 4 月 慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師<br>2017年 9 月 Rapyuta Robotics 株式会社 社外監査役（現任）<br>2018年 9 月 フリー株式会社 社外監査役<br>2019年 6 月 株式会社バルクホールディングス 監査役（現任）<br>2020年 6 月 ソーシャルワイヤー株式会社 社外監査役（現任）<br>2020年 8 月 当社補欠社外取締役（監査等委員）（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>平山剛公認会計士事務所 代表<br>株式会社オモロキ 取締役<br>タイラカ総合法律事務所 代表<br>Rapyuta Robotics 株式会社 社外監査役<br>株式会社バルクホールディングス 監査役<br>ソーシャルワイヤー株式会社 社外監査役 | —                 |

- (注) 1. 平山剛氏は、現在、当社の顧問弁護士であり、弁護士報酬を支払っておりますが、その性質・金額に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはなく、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはありません。
2. 平山剛氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、平山剛氏が監査等委員である社外取締役に就任する場合、定款に基づき同氏との間で会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。また、当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。同氏が監査等委員である社外取締役に就任する場合、当該保険契約の被保険者となります。
4. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、平山剛氏は、公認会計士、弁護士として企業会計、企業法務に精通し、企業経営を監査する十分な見識を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。
5. 当社は、平山剛氏が補欠の監査等委員である取締役に選任され、かつ、当社の監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠いたときに同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区紀尾井町1番4号  
東京ガーデンテラス紀尾井町 4階  
紀尾井カンファレンス メインルームA+B



交通 永田町駅（東京メトロ：半蔵門線・有楽町線・南北線9a出口より）直結  
赤坂見附駅（東京メトロ：銀座線・丸ノ内線D出口より）徒歩1分  
※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。